

佐賀県産業廃棄物分別用コンテナ導入支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、産業廃棄物の適正分別の推進、異物混入による不適正処理及び事故防止等を図るため、優良産廃処理業者認定制度による基準適合の認定を受けている県内の収集運搬業者（以下「補助事業者」という。）が県内に設置し、県内処理施設への持込を行うための産業廃棄物分別用コンテナの導入及び更新事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（平成53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率
産業廃棄物分別用コンテナの導入及び更新に要する 購入費用	1／2以内 (ただし、1補助事業当たり 200千円を限度とする。)

(補助対象となる事業者)

第2条の2 この要綱において、補助対象となる事業者は、前条に規定する補助事業を実施する事業者で、かつ次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) (1)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別途指示する日とし、その提出部数は1部

とする。

- 3 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額〔補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。〕がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金を交付するかどうかの決定をするまでに要する標準的な期間は60日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、かつ、補助事業の目的に沿ったものであり、当初の申請内容と同質性が失われない範囲の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙1（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第3号のとおりとする。
 - 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の

決定は、なかつたものとみなす。

(実績報告)

- 第6条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該会計年度の3月31日（全額概算払をしたときは、翌会計年度の4月10日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は様式第5号の2のとおりとする。
- 4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金等の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度4月10日とし、その提出部数は1部とする。
- 5 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 6 第3条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の交付)

- 第7条 この補助金は、知事が必要と認めたときは概算払で交付することができるものとする。この場合の補助金請求書は、様式第7号のとおりとする。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(財産処分の制限)

- 第8条 規則第22条第2号に規定する財産は、取得価格が50万円以上のものとする。
- 2 規則第22条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

(事業の広報)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、佐賀県産業廃棄物税の税収を活用した事業であることについて、事業箇所における看板の設置又は広報誌、ホームページ等への掲載による広報に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。